第34号様式(公売通知書)(滞納者用)

|  |
| --- |
| 公売通知書 |
| 滞納者住(居)所 | 年　　月　　日小野町長　氏名 |
| 氏名　　殿下記により差押財産を公売します。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内(当該差押財産が不動産、船舶、航空機、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等であるときは、下記の代金納付期限まで) に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 公売財産 | 滞納者 | 住(居)所 | 　 | 氏名 | 　 |
| 名称、性質、所在、地上権等の内容、その他 | 数量 | 公売保証金 | 見積価額 |
| 　 | 　 | 円 | 円 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| び日時方法及公売の | 入札せり売 | 年　月　日午 | 前後 | 　時　分から( )午 | 前後 | 　時　分まで |
| 開札 | 年　月　日午 | 前後 | 　時　分 |
| 公売場所 | 　 |
| 売却決定 | 日時 | 年　月　日午 | 前後 | 　　時 | 場所 | 　 |
| 代金納付期限 | 年　月　日午 | 前後 | 　　時 |
| 買受人についての資格、その他の要件 | 　 |
| 　 |
| その他 | 　 |
| 公売に係る徴収金 | 年度 | 税目 | 納期 | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 滞納処分費 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

備考　「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成の日までのものです。

記載要領

一　この通知書は、徴収法第96条第1項の規定に基づき、滞納者に対して公売の通知をする場合に使用する。

二　「公売に係る徴収金」欄には、必要に応じて公売に係る徴収金以外の滞納徴収金をその旨を明記したうえ、併記してさしつかえない。